

陳情第128号	受理年月日	令和4年12月26日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	普天間基地周辺の子供たちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について	
要旨	<p>2017年12月7日に沖縄県宜野湾市緑ヶ丘保育園でCH53E米軍ヘリからのプラスチック部品落下事故が起きた。落下物は、子供が遊ぶ園庭から僅か50センチメートルのところで見つかり、直径8センチメートル、長さ10センチメートル、重さ213グラムの部品で、子供に当たっていたらと思うととても恐ろしい。</p> <p>同年12月13日には、宜野湾市立普天間第二小学校の運動場にCH53E米軍ヘリから重さ約7.7キログラムの窓枠が落下する事故があり、落下の衝撃によりはねた小石が体育の授業中の児童一人に当たり軽傷を負った。これ以後、普天間第二小学校の生徒は米軍機が接近するたびに避難し、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなった。</p> <p>2021年11月23日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見つかった。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものである。</p> <p>日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意しているが、実際には、場周経路を外れた飛行が常態化している。これについて、沖縄防衛局は気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明している。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃する。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子供たちの生活を脅かしている。</p> <p>また、沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS(有機フッ素化合物)による水の汚染が問題となってきた。2022年8月の土壌調査で普天間第二小学校の敷地の一部から米国基準の29倍に達するPFASが検出された。PFASの健康被害は分かっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていない。このような状況の中、小学校の敷地</p>	

から高い数値でP F A Sが検出されたことに大変不安を感じている。

さらに普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えている。2017年度には236回の発着があったのに対し、2018年度には1,520回、2019年度には2,678回であった。負担は増大するばかりで、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子供たちはすさまじい騒音にさらされている。保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできない。普天間の子供たちが置かれている状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものである。しかし、沖縄県や宜野湾市からの声だけで状況を動かすことはできない。

については、下記事項を求める意見書を国及び衆議院、参議院に提出していただきたい。（意見書案は別紙のとおり）

記

- 1 学校上空(普天間小学校、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園)の飛行を禁止すること。
- 2 日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S汚染特定箇所(土壌)の入替えを行うこと。
- 3 普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。